

予算項目	管渠費 委託料
委託番号	第 19 号

## 設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和4年度	作 成 年 月 日	令和 3年 12月 23日	履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
委 託 名	南部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託				契約者
委託場所	茨島二丁目地内ほか 計109箇所				
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		南部地区 汚水ポンプ施設	105 箇所
業 務 価 格			雨水ポンプ施設	2 箇所
	消費税等相当額		合流ポンプ施設	2 箇所
	業 務 委 託 費		計	109 箇所
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

# 内 訳 書

第 1 号

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費（南部）								
	マンホールポンプ場							
		直接業務費						
			保守点検業務費	式	1			第 1 号明細書
			その他の業務費	式	1			第 2 号明細書
		直接経費		式	1			第 3 号明細書
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	業務原価							
		諸経費		式	1			
	業務価格							
	消費税等相当額			式	1			
業務委託費 計								

第 1 号 明 細 書

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
保守点検業務費（南部）						
保守点検業務						
業務統括責任者			人			
副統括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
その他			人			
小 計						
端数処理		1	式			千円未満切捨てのため
計						

第 2 号 明 細 書

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
その他の業務費（南部）						
その他の業務						
業務統括責任者			人			
副統括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
その他			人			
小 計						
交通誘導警備員B			人			
端数処理		1	式			千円未満切捨てのため
計						

第 3 号 明 細 書

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接経費（南部）						
率計上費		1	式			直接業務費×率
小 計						
積上げ積算						
クレーン付トラック	2 t車 2.9 t吊り		台			
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型 16 t吊り		台			
小 計						
端数処理		1	式			千円未満切捨てるため
計						

# 秋田市マンホールポンプ施設保守点検業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 1 目的

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）が設置した下水道マンホールポンプ施設（以下「施設」という。）における保守点検業務（以下「業務」という。）の適正な実施について、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### 2 履行場所

秋田市南部地区 109箇所（別表を参照）

### 3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 4 業務統括責任者

受託者は、業務統括責任者を定めて、その氏名その他必要な事項を委託者に書面により通知すること。なお、この者を変更したときも同様とする。

(1) 業務統括責任者の職務は、次のとおりとする。

ア 業務従事者の指揮監督、指導を行うこと。

イ 業務従事者の労働安全衛生に関する労務管理において、その責任者として関係法令を遵守すること。

ウ 契約書、仕様書およびその他の関係書類により、業務目的および業務内容を十分に把握、理解して、効率的な業務の履行と技術の向上、発注者の負担とする経費の縮減に努めること。

エ 各種書類の提出等、総括的な業務を行うこと。

オ 災害防止等のため必要があると認めるときは、適切な措置をとり、発注者に直ちに通知すること。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ発注者と協議すること。ただし、緊急でやむを得ない事情があるときはこの限りでない。

### 5 有資格者の確保

受託者は、業務を円滑に履行するため、下記の資格および技能を有する者を配置し、書類により委託者に報告すること。

(1) 配置しなければならない資格・技能を有する者

- ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者
  - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (2) 配置することが望ましい資格・技能を有する者
- ア 電気工事士（第一種、第二種、認定）
  - イ 機械保全技能士（特級、1級、2級、3級）
  - ウ 安全衛生推進者
- (3) その他業務履行に必要な法定資格者

## 6 費用負担

本仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、当然必要なものは、受託者の責任において負担すること。

## 7 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、労働基準法、道路法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等およびこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

- (1) 適用を受ける諸法令等に改定等があった場合は最新のものを使用すること。

## 第2章 業務の内容

### 1 提出書類

受託者は、次の書類を委託者に提出すること。

なお、提出書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

(1) 業務の契約を締結後、履行期間開始前に提出するもの

- ア 業務実施計画書
- イ 業務統括責任者選任報告書
- ウ 資格取得者配置報告書

(2) 毎月提出するもの

- ア 点検報告書（日常点検）

(3) 業務を履行した後、速やかに提出するもの

- ア 点検報告書（定期点検）
- イ 作業写真（定期点検）

(4) 契約書に定める支払い区分（半期）ごとに提出するもの

- ア 業務(完了・一部完了) 報告書

(5) 異常等対応報告書

(6) その他、委託者が指示するもの

### 2 施設の概要

施設の概要および位置は、別紙配置図および別表ポンプ施設概要のとおりとする。

### 3 業務の範囲

(1) 委託する業務の範囲は、原則として、本仕様書に定める日常点検業務、定期点検業務、異常時の措置および業務に関連する書類作成等の事務とする。

(2) 受託者は、施設の全体構成、フロー並びに機器の種類および能力等を把握し、施設が十分な機能を発揮するよう管理すること。

(3) 受託者は、施設の維持管理等に関する調査や書類の作成について、委託者に協力すること。

### 4 日常点検業務

受託者は、日常点検業務として次の点検および作業を行い、その良否を判定して書面により報告すること。なお、否判定の事項については、その概要を特記事項として記載すること。

(1) 数値を測定する項目

- ア 受電電圧 (計器がある場合のみ)



- イ ポンプの運転時間 (計器がある場合のみ)
- ウ ポンプの運転回数 (計器がある場合のみ)
- エ ポンプの運転電流値 (計器がある場合のみ)
- オ ポンプの絶縁抵抗値 (絶縁抵抗計で測定)
- カ 積算電力量計の読み

(2) マンホール部の点検項目

- ア ふたの開閉状態・損傷状態
- イ 内部の異物、浮遊物の堆積状況
- ウ 浮遊流入物の除去
- エ 槽内配管、ガイドパイプの外観状態
- オ 動力、制御ケーブルの状態
- カ 流入バツフルの状態
- キ マンホール接続部の状態

(3) ポンプおよび水位制御機器の点検項目

- ア 運転時のポンプ、逆止弁の状態
- イ ポンプの吐出水量
- ウ ポンプ吊り上げチェーンの状態
- エ 水位制御機器の設置状態
- オ 水位制御機器の動作状況
- カ 水位制御機器の異物除去

(4) 制御盤の点検項目

- ア 制御盤の設置状態
- イ 制御盤の内部状態
- ウ 制御盤の作動状態
- エ 各表示灯の点灯状態
- オ 漏電遮断器の作動状態
- カ 保護継電器の作動状態
- キ 自動通報装置の作動状態

(5) 4月の点検時に実施する項目

- ア ポンプ仕様の確認
- イ 自動通報装置発信先の設定確認および変更
- ウ 自動通報装置の停・復電通報試験

- (6) 受託者は、日常点検業務を12回(1ヶ月に1回)実施すること。ただし、12回のうち1回は定期点検業務とし、その内容は次項によること。

## 5 定期点検業務

受託者は、定期点検業務として日常点検の項目に加えて、次の点検および作業を行い、その良否を判定して書面により報告すること。なお、否判定の事項については、その概要を特記事項として記載すること。

- (1) インターロック試験 (設定個所のみ)
- (2) ポンプ引上げ点検 (別表ポンプ施設概要で指定した箇所)
  - ア 外観確認および清掃
  - イ ケーシング内部の確認および清掃
  - ウ モーター室とメカニカルシール等の摩耗状態の確認
  - エ 主軸の状況確認
  - オ 羽根車の状態確認および清掃
  - カ オイルの状態確認および交換
  - キ ボルト類の緩み確認および増締め
  - ク ケーブルの膨張、劣化状態の確認

## 6 異常時等の措置

- (1) 受託者は、地震、台風等の災害および事故（以下「災害等」という。）又は設備の故障および異常（以下「異常等」という。）の発生に備え、業務従事者を緊急招集できる体制を整備し、書類により報告すること。
- (2) 受託者は、日常および定期点検業務の作業中に異常等を発見した場合、又は自動通報装置等で異常等が通知された場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、その原因、経過および被害の内容並びに措置状況について委託者に報告し、対応および復旧について委託者と協議の上、対応すること。
- (3) 委託者が、汚水の溢水により市民生活に重大な支障を生じないように、災害等又は異常等に伴い緊急で出動を要請した場合、又は自動通報装置等で異常等の通知があった場合は、受託者は、速やかに体制を確保し、市民生活を守るよう最善を尽くし対応に当たること。なお、この場合に必要な経費については、甲乙協議の上決定する。
  - ア 必要な経費のうち、平日午前8時30分から午後5時15分の間に自動通報装置等による異常等の通知に対応した場合は除く。
- (4) 受託者は、災害等又は異常等に対応したときは、その原因、経過および内容並びに措置状況について記載した異常等対応報告書を提出すること。
- (5) 緊急を要しない施設の補修等は、原則として委託者の承諾を受けてから行うこと。

## 7 作業日等

- (1) 日常点検業務および定期点検業務の作業日等は、原則として次のとおりとする。  
なお、災害等又は異常等に伴い緊急で対応する場合は、この限りではない。

作業日：月曜日から金曜日まで

作業時間：午前8時30分から午後5時15分までの間で、作業に必要な時間

休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日および年末年始とする。

- (2) 専門業者による点検や整備等で必要な場合は、休日や作業時間外においても作業の立会いを行うこと。

## 8 安全管理

受託者は、労働安全衛生法やその他関係法令および条例、規則を遵守し、労働災害の防止に努めること。

- (1) 受託者および業務従事者は、次の事項について遵守しなければならない。

ア 業務従事者は、作業上必要かつ適正な安全用具、保護具、作業服、作業靴等を使用および着用すること。

イ 作業中は、気象条件に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、速やかに対処できるような対策を講じること。

ウ 現場の作業環境は常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、作業に従事する者の安全を図ること。

エ マンホール等に出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

オ 作業中は、常時、施設周辺の住民および通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、作業現場の保安対策を十分に講じること。

- (2) 事故が発生したときは、直ちに委託者および関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。その通報後、受託者は事故の原因、経過および被害内容を調査し、その結果を書面により直ちに委託者に届け出ること。

## 9 労務管理

- (1) 受託者は業務を遂行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保健法（昭和22年法律第50号）、その他関連法令を遵守すること。

- (2) 受託者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、業務従事者の労務管理に万全を期するとともに、業務の作業効率、作業能率の向上に努めること。

## 10 創意工夫

受託者は、業務の履行に当たり、常に創意工夫を心がけ、作業の効率化を図ること。

## 第3章 その他

### 1 従事者の態度等

受託者および業務従事者は、次の事項について遵守すること。

- (1) 業務を通じ広く社会に貢献しているということを念頭におき、職務に専念すること。
- (2) 業務の履行に必要な能力および情報等を積極的に習得するよう努めること。

### 2 教育および訓練

- (1) 受託者は施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育および訓練等を行うこと。
- (2) 受託者は労働災害を防止するため万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導、教育および訓練等を行うこと。

### 3 損害賠償および保証

- (1) 受託者は、下水道施設等に損害を与えたときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 受託者は、作業に当たり、注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧および賠償に全責任を負うこと。

### 4 住民との協調

受託者は、住民等からの要望、もしくは住民等と交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。

### 5 秘密等の保持

受託者は、業務の履行において知り得た情報を委託者の許可なく公表し、又は利用してはならない。

### 6 疑義等

本仕様書等に定めのない事項又は本仕様書等の解釈に関し当事者間に疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議し、対応する。

別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
1	茨島二丁目	合流	2.9	11.00	11.00	リ外	○	○	○	
2	檜山城南新町(雨水)	雨水	4.0	7.50	7.50	リ外	○	○	○	
3	牛島東一丁目	合流	5.3	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
	牛島東一丁目(雨水)		4.6	11.00	11.00	リ外	—	—	○	
4	牛島東二丁目	汚水	2.8	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
5	牛島東七丁目	汚水	4.5	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
6	牛島東七丁目(2)	汚水	3.6	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
7	牛島西一丁目	汚水	4.0	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
8	牛島西二丁目	汚水	5.0	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
9	牛島字東潟敷(1)	汚水	6.0	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
10	牛島字東潟敷(2)	汚水	6.0	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
11	仁井田字西潟敷	汚水	5.0	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
12	仁井田大野	汚水	8.9	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
13	仁井田新中島(1)	汚水	3.2	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
14	仁井田舘見町	汚水	7.0	7.50	7.50	リ外	○	○	○	
15	仁井田字猿田川端	汚水	3.3	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
16	仁井田仲谷地	汚水	3.9	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
17	仁井田小中島	汚水	3.8	1.50	1.50	リ外	○	○	○	

別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
18	仁井田字新中島	汚水	5.0	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
19	仁井田本町六丁目	汚水	4.7	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
20	仁井田目長田一丁目	汚水	8.2	11.00	11.00	リ外	○	○	○	
21	仁井田横山(1)	汚水	8.2	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
22	仁井田横山(2)	汚水	6.4	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
23	御野場	汚水	3.7	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
24	御所野	汚水	3.7	22.00	22.00	リ外	○	○	○	
25	御所野下堤(1)	汚水	4.1	5.50	5.50	投込式	○	○	○	
26	御所野下堤(2)	汚水	3.8	5.50	5.50	投込式	○	○	○	
27	御所野堤台(1)	汚水	6.8	11.00	11.00	リ外	○	○	○	
28	御所野堤台(2)	汚水	4.3	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
29	四ツ小屋上野	汚水	2.9	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
30	四ツ小屋小阿地(1)	汚水	3.3	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
31	四ツ小屋小阿地(2)	汚水	3.3	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
32	四ツ小屋小阿地(3)	汚水	5.1	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
33	四ツ小屋末戸松本(1)	汚水	4.7	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
34	四ツ小屋末戸松本(2)	汚水	4.2	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
35	四ツ小屋末戸松本(3)	汚水	4.2	1.50	1.50	リ外	○	○	○	

別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
36	四ツ小屋末戸松本(4)	汚水	5.6	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
37	桜ヶ丘東	汚水	6.8	11.00	11.00	リ外	○	○	○	
38	上北手荒巻(2)	汚水	6.0	15.00	15.00	リ外	○	○	○	
39	上北手荒巻(3)	汚水	3.8	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
40	上北手荒巻(4)	汚水	3.1	0.40	0.40	リ外	○	○	○	
41	上北手荒巻(5)	汚水	6.2	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
42	上北手大戸(1)	汚水	5.0	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
43	上北手大戸(2)	汚水	3.4	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
44	上北手百崎(1)	汚水	3.4	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
45	上北手百崎(2)	汚水	6.9	7.50	7.50	リ外	○	○	○	
46	上北手百崎(3)	汚水	2.8	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
47	南ヶ丘ニュータウン	汚水	6.8	11.00	11.00	リ外	○	○	○	
	南ヶ丘ニュータウン(増強)		6.0	15.00	15.00	リ外+投込式	—	○	○	
48	上北手猿田(1)	汚水	4.7	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
49	上北手猿田(2)	汚水	4.7	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
50	上北手宝竜崎	汚水	11.6	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
51	山手台	汚水	4.7	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
52	新屋割山町	汚水	2.9	1.50	1.50	リ外	○	○	○	



別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
53	新屋勝平台	汚水	5.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
54	新屋北浜町	汚水	4.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
55	新屋南浜町(1)	汚水	5.0	7.50	7.50	リ外	○	○	○	
56	新屋南浜町(2)	汚水	2.8	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
57	新屋船場町	汚水	2.9	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
58	新屋寿町(雨水)	雨水	3.6	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
59	新屋町字新町後	汚水	4.0	11.00	11.00	リ外	○	○	○	
60	新屋町字関町後	汚水	3.0	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
61	新屋栗田町	汚水	3.3	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
62	新屋元町	汚水	1.8	0.75	0.75	投込式	○	○	○	
63	新屋日吉町	汚水	3.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
64	新屋比内町	汚水	2.8	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
65	浜田家後(1)	汚水	2.0	1.50	1.50	リ外+投込式	—	○	○	
66	浜田家後(2)	汚水	3.8	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
67	浜田館ノ前	汚水	3.7	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
68	浜田館ノ丸	汚水	4.6	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
69	浜田元中村(1)	汚水	2.9	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
70	浜田元中村(2)	汚水	4.7	2.20	2.20	リ外	○	○	○	

別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
71	浜田元中村(3)	汚水	3.2	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
72	浜田石山下(1)	汚水	4.0	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
73	浜田石山下(2)	汚水	3.5	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
74	浜田石山	汚水	5.6	15.00	15.00	リ外	○	○	○	
75	浜田出小屋(1)	汚水	9.0	15.00	15.00	リ外	○	○	○	
76	浜田出小屋(2)	汚水	6.1	15.00	15.00	リ外	○	○	○	
77	浜田西出小屋(1)	汚水	3.9	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
78	浜田西出小屋(2)	汚水	2.8	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
79	浜田自在山	汚水	4.6	7.50	7.50	リ外	○	○	○	
80	浜田滝ノ元(1)	汚水	3.6	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
81	浜田滝ノ元(2)	汚水	4.3	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
82	浜田滝ノ元(3)	汚水	3.3	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
83	浜田滝ノ下(1)	汚水	4.3	7.50	7.50	リ外	○	○	○	
84	浜田滝ノ下(2)	汚水	2.8	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
85	浜田滝ノ浦(1)	汚水	3.6	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
86	浜田滝ノ浦(2)	汚水	3.0	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
87	浜田滝ノ浦(3)	汚水	3.3	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
88	浜田字境川	汚水	8.6	3.70	3.70	リ外	○	○	○	

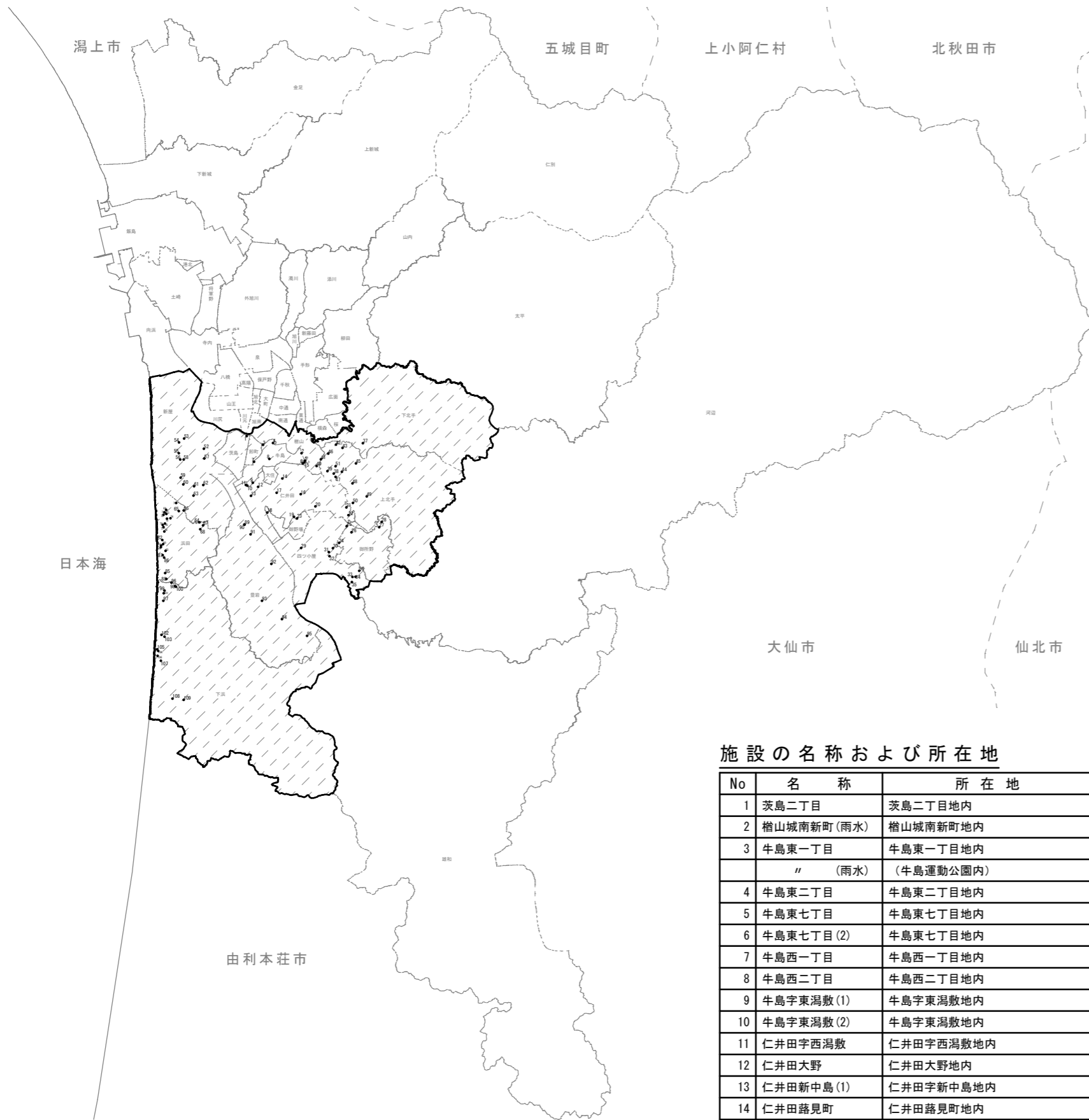
別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
89	豊岩石田坂西ノ田	汚水	3.5	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
90	豊岩石田坂西ノ田(2)	汚水	6.3	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
91	豊岩石田坂碓	汚水	4.4	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
92	豊岩豊巻下川原	汚水	6.8	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
93	豊岩豊巻大日坂	汚水	4.2	0.40	0.40	リ外	—	○	○	
94	豊岩小山中山	汚水	3.9	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
95	豊岩小山神田	汚水	4.3	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
96	下浜桂根(1)	汚水	15.6	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
97	下浜桂根(2)	汚水	15.2	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
98	下浜桂根(3)	汚水	3.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
99	下浜桂根(4)	汚水	3.3	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
100	下浜桂根(5)	汚水	1.8	0.75	0.75	投込式	—	○	○	
101	下浜桂根(6)	汚水	4.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
102	下浜長浜兜森	汚水	5.5	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
103	下浜長浜芹沢	汚水	3.3	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
104	下浜長浜長坂(1)	汚水	3.5	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
105	下浜長浜長坂(2)	汚水	3.6	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
106	下浜長浜長坂(3)	汚水	3.4	2.20	2.20	リ外	○	○	○	

別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
107	下浜羽川字横長根	汚水	3.9	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
108	下浜羽川	汚水	3.0	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
109	下浜羽川二十町	汚水	10.8	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
110	下浜羽川下浜	汚水	—	—	—	リ外	○	—	—	施工中
111	下浜羽川下野(1)	汚水	—	—	—	リ外	○	—	—	施工中
112	下浜羽川下野(2)	汚水	—	—	—	リ外	○	—	—	施工中

※ 施工中となっているポンプ施設は委託期間中に稼働する。  
 点検対象外であるが、自動通報装置の通報先設定は受託者とするため留意すること。



配置図（南部地区） S=NON

施設の名称および所在地

No	名称	所在地
1	茨島二丁目	茨島二丁目地内
2	楢山城南新町(雨水)	楢山城南新町地内
3	牛島東一丁目	牛島東一丁目地内
	〃(雨水)	(牛島運動公園内)
4	牛島東二丁目	牛島東二丁目地内
5	牛島東七丁目	牛島東七丁目地内
6	牛島東七丁目(2)	牛島東七丁目地内
7	牛島西一丁目	牛島西一丁目地内
8	牛島西二丁目	牛島西二丁目地内
9	牛島東湯敷(1)	牛島東湯敷地内
10	牛島東湯敷(2)	牛島東湯敷地内
11	仁井田字西湯敷	仁井田字西湯敷地内
12	仁井田大野	仁井田大野地内
13	仁井田新中島(1)	仁井田字新中島地内
14	仁井田落見町	仁井田落見町地内

No	名称	所在地
15	仁井田字猿田川端	牛島東七丁目地内
16	仁井田仲谷地	仁井田字仲谷地地内
17	仁井田小中島	仁井田小中島地内
18	仁井田字新中島	御野場新町一丁目地内
19	仁井田本町六丁目	仁井田本町六丁目地内
20	仁井田目長田一丁目	仁井田目長田一丁目地内
21	仁井田字横山(1)	仁井田字横山地内
22	仁井田字横山(2)	仁井田字横山地内
23	御野場	御野場七丁目地内
24	御所野	御所野地蔵田五丁目地内
25	御所野下堤(1)	御所野下堤四丁目地内
26	御所野下堤(2)	御所野下堤五丁目地内
27	御所野堤台(1)	御所野堤台二丁目地内
28	御所野堤台(2)	御所野堤台二丁目地内
29	四ツ小屋上野	四ツ小屋上野地内
30	四ツ小屋小阿地(1)	四ツ小屋小阿地字坂ノ下地内
31	四ツ小屋小阿地(2)	四ツ小屋小阿地字柳林地内
32	四ツ小屋小阿地(3)	四ツ小屋小阿地字柳林地内
33	四ツ小屋末戸松本(1)	四ツ小屋末戸松本字島田地内
34	四ツ小屋末戸松本(2)	四ツ小屋末戸松本字柳田地内
35	四ツ小屋末戸松本(3)	四ツ小屋末戸松本字古川敷地内
36	四ツ小屋末戸松本(4)	四ツ小屋末戸松本字坂ノ上地内
37	桜ヶ丘東	下北手梨平字登館地内
38	上北手荒巻(2)	上北手荒巻字境切地内
39	上北手荒巻(3)	上北手荒巻字前田地内
40	上北手荒巻(4)	上北手荒巻字鳥越地内
41	上北手荒巻(5)	上北手荒巻字前田地内
42	上北手大戸(1)	上北手大戸字大戸地内
43	上北手大戸(2)	上北手大戸字大戸地内
44	上北手百崎(1)	上北手百崎諏訪ノ沢地内
45	上北手百崎(2)	上北手百崎境田地内
46	上北手百崎(3)	上北手百崎字石川地内
47	南ヶ丘ニュータウン	上北手荒巻字堺切地内
	〃(増強分)	(遊学舎前)
48	上北手猿田(1)	上北手猿田字苗代沢地内
49	上北手猿田(2)	上北手猿田字館ノ下地内
50	上北手宝竜崎	上北手猿田字宝竜崎地内
51	山手台	山手台一丁目地内
52	新屋割山町	新屋割山町地内
53	新屋勝平台	新屋北浜町地内
54	新屋北浜町	新屋北浜町地内
55	新屋南浜町(1)	新屋南浜町地内
56	新屋南浜町(2)	新屋南浜町地内
57	新屋船場町	新屋船場町地内
58	新屋寿町(雨水)	新屋寿町地内
59	新屋町字新町後	新屋町字新町後地内
60	新屋町字関町後	新屋町字関町後地内
61	新屋栗田町	新屋栗田町地内
62	新屋元町	新屋元町地内
63	新屋日吉町	新屋日吉町地内

No	名称	所在地
64	新屋比内町	新屋比内町地内
65	浜田家後(1)	浜田字家後地内
66	浜田家後(2)	浜田字家後地内
67	浜田館ノ前	浜田字館ノ前地内
68	浜田館ノ丸	浜田字館ノ丸地内
69	浜田元中村(1)	浜田字元中村地内
70	浜田元中村(2)	浜田字元中村地内
71	浜田元中村(3)	浜田字元中村地内
72	浜田石山下(1)	浜田字石山下地内
73	浜田石山下(2)	浜田字石山下地内
74	浜田石山	浜田字石山下地内
75	浜田出小屋(1)	浜田字出小屋地内
76	浜田出小屋(2)	浜田字出小屋地内
77	浜田西出小屋(1)	浜田字西出小屋地内
78	浜田西出小屋(2)	浜田字西出小屋地内
79	浜田自在山	浜田字自在山地内
80	浜田滝ノ元(1)	浜田字滝ノ元地内
81	浜田滝ノ元(2)	浜田字滝ノ元地内
82	浜田滝ノ元(3)	浜田字滝ノ元地内
83	浜田滝ノ下(1)	浜田字滝ノ下地内
84	浜田滝ノ下(2)	浜田字滝ノ下地内
85	浜田滝ノ浦(1)	浜田字境川地内
86	浜田滝ノ浦(2)	浜田字滝ノ浦地内
87	浜田滝ノ浦(3)	浜田字滝ノ浦地内
88	浜田字境川	浜田字境川地内
89	豊岩石田坂西ノ田	豊岩石田坂西ノ田地内
90	豊岩石田坂西ノ田(2)	豊岩石田坂西ノ田地内
91	豊岩石田坂碓	豊岩石田坂碓
92	豊岩豊巻下川原	豊岩豊巻下川原
93	豊岩豊巻大日坂	豊岩豊巻大日坂
94	豊岩小山中	豊岩小山中
95	豊岩小山神田	豊岩小山神田
96	下浜桂根(1)	下浜桂根境川地内
97	下浜桂根(2)	下浜桂根字浜田地内
98	下浜桂根(3)	下浜桂根字境川地内
99	下浜桂根(4)	下浜桂根字境川地内
100	下浜桂根(5)	下浜桂根字境川地内
101	下浜桂根(6)	下浜桂根字浜添地内
102	下浜長浜兜森	下浜長浜字兜森地内
103	下浜長浜芹沢	下浜長浜字芹沢道脇地内
104	下浜長浜長坂(1)	下浜長浜字長坂地内
105	下浜長浜長坂(2)	下浜長浜字長坂地内
106	下浜長浜長坂(3)	下浜長浜字長坂地内
107	下浜羽川字横長根	下浜羽川字横長根地内
108	下浜羽川	下浜羽川字古堂地内
109	下浜羽川二十町	下浜羽川字二十町地内
X 1	下浜羽川下浜	
X 2	下浜羽川下野(1)	
X 3	下浜羽川下野(2)	

注) 〃 で表記されている施設は、本業務委託の点検対象外とする。  
ただし、委託期間中に稼働した施設の自動通報先は受託者とするので留意すること。

# 秋田市上下水道局下水道施設課

件名	南部地区 マンホールポンプ施設保守点検業務委託		図名	配置図	区分
年度	令和4年度	設計	R03.12	縮尺	

1 / 1